

令和4年 第8回 南区選挙管理委員会

1 参議院福岡県選出議員選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和4年 7月 7日（木）午後 6時00分～
- ・令和4年 7月 10日（日）午前10時00分～

参議院福岡県選出議員選挙における南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

(くじの方法)

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

6	5	4	3	2	1	掲載順序
1	12	9	7	8	5	固有番号 (届出番号)
12	11	10	9	8	7	掲載順序
4	2	11	6	16	13	固有番号 (届出番号)
		16	15	14	13	掲載順序
		3	14	15	10	固有番号 (届出番号)

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。